

食料・農業・農村基本計画：令和12年度における食料消費の見通し及び生産努力目標（米部分抜粋）

【令和2年3月31日閣議決定】

	食料消費の見通し		生産努力目標 (万トン)		克服すべき課題
	国内消費仕向量(万トン) 〔1人・1年当たり消費量 (kg/人・年)〕				
	平成30年度	令和12年度	平成30年度	令和12年度	
米	845 (54)	797 (51)	821	806	○事前契約・複数年契約などによる実需と結びついた生産・販売 ○農地の集積・集約化による分散錯圃の解消・連坦化の推進 ○多収品種やスマート農業技術等による多収・省力栽培技術の普及、資材費の低減等による生産コストの低減
米 米粉用米・飼料用米を除く	799 (54)	714 (50)	775	723	○食の簡便化志向、健康志向等の消費者ニーズや中食・外食等のニーズへの対応に加え、インバウンドを含む新たな需要の取り込み ○コメ・コメ加工品の新たな海外需要の拡大、海外市場の求める品質や数量等に対応できる産地の育成
米粉用米	2.8 (0.2)	13 (0.9)	2.8	13	○大規模製造ラインに適した技術やアルファ化米粉等新たな加工法を用いた米粉製品の開発による加工コストの低減 ○国内産米粉や米粉加工品の特徴を活かした輸出の拡大
飼料用米	43 (一)	70 (一)	43	70	○飼料用米を活用した畜産物のブランド化と実需者・消費者への認知度向上・理解醸成及び新たな販路開拓 ○バラ出荷やストックポイントの整備等による流通段階でのバラ化経費の削減や輸送経路の効率化等、流通コストの低減 ○単収の大幅な増加による生産の効率化

注1：国内消費仕向量は、1人・1年当たり消費量に人口（平成30年度 1億2,644万人、令和12年度（推計） 1億1,913万人）を乗じ、これに減耗量（米ぬかなど）等を加えたものである。
注2：政策の実施に当たっては、食料消費の見通しや生産努力目標を見据えつつ、その時々の中内外の需要や消費動向の変化等に臨機応変に対応し、国内生産の維持・増大と農業者の所得向上を実現していくものとする。

<参考データ>

品目	10a当たり収量		作付面積		品目別自給率	
	(単位：kg)		(単位：万ha)		(単位：%)	
	平成30年度	令和12年度	平成30年度	令和12年度	平成30年度	令和12年度
米 (米粉用米、飼料用米を除く)	532	547	147	132	97	98
米粉用米	523	584	0.5	2.3		
飼料用米	538	720	8.0	9.7		

注：平成30年度の米（米粉用米・飼料用米を除く）の10a当たり収量は、作物統計における水稻（米粉用米を含み、飼料用米を除く）の値であり、平年収量を用いている。
米粉用米、飼料用米、小麦、大麦・はだか麦及び大豆の平成30年度の10a当たり収量の実績は平均収量である。

③ 需要に応じた生産の推進に向けた施策等

水田活用の直接支払交付金

【令和4年度予算概算決定額 305,000(305,000)百万円】

<対策のポイント>

米政策改革の定着と水田フル活用の推進に向け、食料自給率・自給力の向上に資する**麦、大豆、飼料用米等の戦略作物の本作化**とともに、地域の特色をいかした**魅力的な産地づくり、高収益作物の導入・定着**等を支援します。

<政策目標>

- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha〔令和12年度まで〕）
- 実需者との結びつきのもとで、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化
- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米：70万トン、米粉用米：13万トン〔令和12年度まで〕）
- 飼料自給率の向上（34%〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 戦略作物助成

水田を活用して、**麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米**を生産する農業者を支援します。

2. 産地交付金

「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色を活かした**魅力的な産地づくりに向けた取組**を支援します。

3. 水田農業高収益化推進助成

都道府県が策定した「水田農業高収益化推進計画」に基づき、**高収益作物の導入・定着**等を図る取組を支援します。

4. 都道府県連携型助成

都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で**国が追加的に支援**します。

5. 水田リノベーション助成

産地と実需者との連携の下、新市場開拓用米等の**低コスト生産等の取組**を行う農業者を支援します。※7・8

※7 予算（20億円）の範囲内で、助成対象となる地域農業再生協議会を決定

※8 令和3年度補正予算「新市場開拓に向けた水田リノベーション事業」と一体的に執行

戦略作物助成

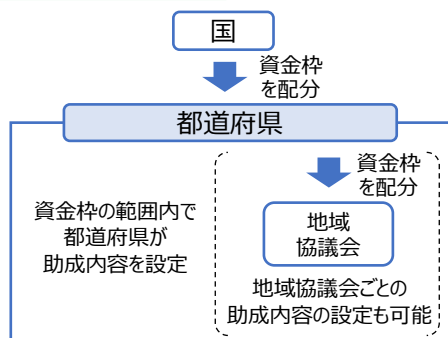
対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物※1	3.5万円/10a※2
WCS用稲	8万円/10a
加工用米	2万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a※3

<交付対象水田>

- ・たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外
- ・現場の課題を検証しつつ、今後5年間（令和4～8年度まで）で一度も水張り（水稲作付）が行われない農地は令和9年度以降交付対象としない

- ※1：飼料用とうもろこしを含む
- ※2：多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10aで支援
- ※3：標準単収以上の収量が確実にあった者には、自然災害等の場合でも、特例措置として、標準単価（8万円/10a）で支援

産地交付金



- 当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物※4の作付け（基幹作のみ）	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約（3年以上の新規契約を対象に令和4年度に配分）	1万円/10a
飼料用米・米粉用米の複数年契約（令和2年・3年からの継続分のみ）	0.6万円/10a

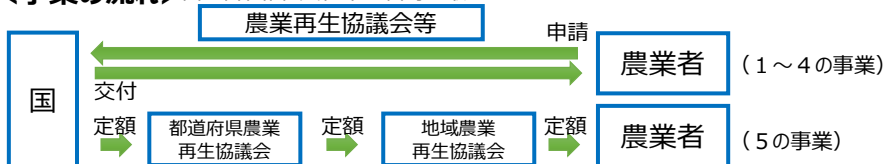
※4：有機栽培や高収益作物等への転換に向けた土づくりの取組

水田農業高収益化推進助成

- 高収益作物定着促進支援**（2万円（3万円※5）/10a×5年間）
高収益作物の新たな導入面積に応じて支援。（②とセット）
- 高収益作物畑地化支援**（17.5万円/10a）
高収益作物による畑地化の取組を支援※6。
- 子実用とうもろこし支援**（1万円/10a）
子実用とうもろこしの作付面積に応じて支援。

- ※5：加工・業務用野菜等の場合
- ※6：令和5年度までの時限単価。その他の転換作物に係る畑地化は10.5万円/10aで支援

<事業の流れ>営農計画書・交付申請書等の取りまとめ



【お問い合わせ先】農産局企画課（03-3597-0191）

令和4年度における水田活用の直接支払交付金の拡充・見直し全体像（案）

【 令和3年度 】

①飼料用米等の複数年契約加算、拡大加算

- ・ 飼料用米・米粉用米の複数年契約加算：1.2万円/10a
- ・ 転換作物拡大加算：1.5万円/10a
- ・ 高収益作物等拡大加算：3.5万円/10a

②地力増進作物への支援

③交付対象水田

- ・ 水張りができない農地（畦畔や用水路がない農地等）は交付対象水田から除外

④多年生作物（牧草）に対する支援

- ・ 当年産において播種を行わず収穫のみを行うものも含め、すべての飼料作物を3.5万円/10aで支援

⑤高収益作物畑地化支援

- ・ 品目を問わず17.5万円/10aで支援

⑥産地交付金の運用ルール

- ・ 取組の定着度に応じた単価や支援年限の設定

【 令和4年度 】

- ・ 取組率が約9割に達し、複数年契約推進の効果が薄れてきているため、経過措置として、継続分（R2～、R3～）を対象に0.6万円/10aを支援
- ・ 新市場開拓用米の複数年契約加算（1.0万円/10a）を創設
- ・ 拡大加算は、転換拡大を支援する水田リノベーション事業と趣旨が重複するため廃止

- ・ 計画的な地力増進作物による土づくりの取組に対する支援（2.0万円/10a）を創設

- ・ 現行ルールを再徹底
- ・ 現場の課題を検証しつつ、今後5年間（R4～R8）に一度も水張りが行われない農地は交付対象水田としない方針

- ・ 生産コストを踏まえ、当年産において播種を行わず収穫のみを行う多年生牧草に対する戦略作物助成の単価を見直し
当年産において播種から収穫までを行うもの：3.5万円/10a
当年産において播種を行わず収穫を行うもの：1.0万円/10a

- ・ 高収益作物による畑地化を加速させるため、単価を見直し
高収益作物 17.5万円/10a
その他作物 10.5万円/10a

- ・ 現行ルールを再徹底
- ・ 使途設定の透明性を向上（助成内容の公表）

水田農業の高収益化の推進＜一部公共＞

＜対策のポイント＞

高収益作物の導入・定着を図るため、「水田農業高収益化推進計画」に基づき、国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、**水田における高収益作物への転換、水田の畑地化・汎用化のための基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組を計画的かつ一体的に推進します。**

＜政策目標＞

水田における高収益作物の産地の創設（500産地〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 計画策定の支援

産地の合意形成、品目の選定や販路の確保等の「**推進計画**」の策定・改定に資する取組を支援します。

2. 技術・機械等の導入支援

「推進計画」に位置付けられた産地における**以下の取組を優先採択で支援**します。

- ① 栽培技術の実証、作柄安定技術の導入、機械等のリース導入等
- ② 産地の収益力強化等のための農業用機械・施設の導入
- ③ 水田への果樹の新植や、省力樹形・作業機械等を面的に導入し、労働生産性を抜本的に高めたモデル産地の形成等

3. 高収益作物の導入・定着支援

「推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を支援します。

- ① **高収益作物の新たな導入**（2万円（3万円※¹）/10a×5年間）
- ② **高収益作物による畑地化**（17.5万円※²/10a）
- ③ **子実用とうもろこしの作付け**（1万円/10a）

※1 加工・業務野菜等の場合
※2 R5年度までの時限措置

4. 生産基盤の整備

基盤整備事業において、「推進計画」に位置付けられた地区における高収益作物の導入・定着に向けた**畑地化・汎用化等を支援**します。

- ① 「推進計画」に位置付けられた地区を優先採択・優先配分
- ② 一定割合以上の高収益作物の導入を行う場合、農業者の費用負担を軽減

【お問い合わせ先】

- | | | |
|------------|-------------|----------------|
| （1、2①②の事業） | 農産局園芸作物課 | （03-6744-2113） |
| （2③の事業） | 農産局果樹・茶グループ | （03-3502-5957） |
| （1、2①の事業） | 畜産局飼料課 | （03-3502-5993） |
| （2②の事業） | 経営局経営政策課 | （03-6744-2148） |
| （3の事業） | 農産局企画課※ | （03-3597-0191） |
| （4の事業） | 農村振興局設計課 | （03-3502-8695） |

※プロジェクトの窓口を担当

＜事業イメージ＞

1. 計画策定の支援

- ・時代を拓く園芸産地づくり支援事業のうち水田農業高収益作物導入推進事業（10億円の内数）
- ・畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産濃厚飼料生産・利用拡大対策（9億円の内数）

支援

水田農業高収益化推進計画（都道府県）

- 都道府県・産地段階の推進体制・役割（国と同様のプロジェクトチームを構築）
- 都道府県・産地ごとの推進品目の導入目標や目標達成に向けた取組
 - ・栽培技術の習得や農地の条件整備に向けた取組
 - ・活用予定の国の支援策や実施地区
 - ・基盤整備事業等を活用している場合は、当該事業の「事業計画」とのリンク 等

支援後も計画の実現をフォローアップ

承認・支援

策定・提出

水田農業高収益化推進プロジェクト（国）

2. 技術・機械等の導入支援

- ①：時代を拓く園芸産地づくり支援事業（10億円の内数）
畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産濃厚飼料生産・利用拡大対策（9億円の内数）
- ②：強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ（126億円の内数）、
農地利用効率化等支援交付金（21億円の内数）
- ③：果樹農業生産力増強総合対策（51億円の内数）等※

※このほか、農地耕作条件改善事業のうち未来型産地形成推進条件整備型でも実施

3. 高収益作物の導入・定着支援

- 〔水田活用の直接支払交付金のうち水田農業高収益化推進助成（3,050億円の内数）〕

4. 生産基盤の整備

- ①：農業競争力強化基盤整備事業（3,322億円の内数）、農地耕作条件改善事業（248億円）等
- ②：農業競争力強化基盤整備事業（3,322億円の内数）